

「瀬戸内町道路橋点検結果」の公表について

1. 瀬戸内町橋梁点検について

- 1) 平成25年度の道路法改正等を受け、平成26年7月より道路管理者は全ての橋梁について5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として健全性を4段階に診断することになりました。
- 2) 瀬戸内町では、上記道路法改正を受け、建設課で管理する町道に架かる橋梁について、近接目視点検を行い、その結果の公表を行います。
- 3) 橋梁点検結果については、橋梁の老朽化の実態の把握、点検結果を踏まえた措置方針の立案などに活用することとしています。

2. 橋梁点検数について

管理橋梁数	点検橋梁数(2巡目)	点検実施率
107橋	79橋	74%

(令和6年3月末時点)

3. 点検結果について

橋梁の健全性の点検結果は、以下の4段階に区分します。

区 分	状 態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていない状態。生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く緊急に措置を講ずべき状態。